有効期間が6年であるもの			
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	住所
生第100405号	化成肥料	未来高度化成284号	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第100417号	化成肥料	マッハ15	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第100425号	化成肥料	追肥化成544	茨城県龍ヶ崎市字古城3131番30
生第100427号	化成肥料	クド・マンガン・ホウ素入り高度化成555	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第100428号	化成肥料	尿素有機入り化成545	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第100431号	化成肥料	キーゼレスキュー119SS	東京都千代田区神田錦町一丁目6番
輸第100402号	硫酸アンモニア	硫アン1号	宮崎県日向市大字富高6278番地17
輸第100408号	化成肥料	有機入り化成肥料20―2―2	東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段靖苑ビル4階
輸第100409号	腐植酸苦土肥料	ＣＧ腐植酸苦土肥料	新潟県新発田市本田3418番地
輸第100412号	化成肥料	高度化成肥料ＮＳ100Ｂ	東京都中央区京橋一丁目18番1号
輸第100413号	化成肥料	高度化成肥料ＮＳ308Ｂ	東京都中央区京橋一丁目18番1号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県関市洞戸高賀字添又一三四五の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字添又一三四五の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県瑞浪市明世町山野内字大狭間一の九、一の一一、一一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町春日川合字山之神四一七二の八、四一七二の一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市神坂字霧ケ原三八三四の二、三八三四の一〇

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市武並町竹折字女夫岩七四〇の六〇、字郷蔵平一〇五九の二四五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）